

# 東大阪市公共施設予約システム利用規約

## (目的)

第1条 この規約は、本市の公共施設の使用の許可の申請等（以下「施設の予約等」といいます。）の申請ができる東大阪市公共施設予約システム（以下「本システム」といいます。）の利用に関し、必要な事項を定めるものです。

## (利用規約の同意)

第2条 本システムから施設の予約等の申請を希望する団体又は個人（以下「システム利用希望者」といいます。）は、この規約に同意していただく必要があります。

## (対象施設)

第3条 本システムから施設の予約等の申請を行うことができる公共施設（以下「施設」といいます。）は、本システムの「施設のご案内」画面に掲載される施設です。ただし、空き状況の表示に限定される施設は除きます。

## (システム利用登録)

第4条 本システムの利用登録をすることができる者は、団体又は個人（団体として利用されない方をいいます。以下同じ。）とします。

2 システム利用希望者は、施設の窓口でご本人（団体の場合は代表者又は委任を受けて申し込みをされる方）であることを確認できるもの（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）を提示して、東大阪市公共施設予約システム利用登録申込書（以下「申込書」といいます。）により申し込みをする必要があります。なお、施設には、一度の利用登録で施設の予約等が共通でできる施設（共通施設）と、施設の予約等のためにその施設で事前に利用登録が必要となる施設（個別施設）があります。

3 システム利用希望者が減免その他特別の利用を希望する場合は、その適用を受けようとする施設の窓口はその旨を申し出る必要があります。

4 システム利用希望者は、施設の管理に関する条例及び規則の規定その他施設が定める順守事項に反する目的で施設を使用しようとする場合は、本システムの利用登録はできません。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用登録は認められません。

(1) 申請に虚偽があった場合

(2) 記載事項に不備がある場合

(3) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者である場合

6 本システムの利用登録を受けた団体又は個人（以下「システム利用者」といいます。）は、申込書の内容に変更が生じた場合又は本システムの利用登録を廃止する場合は、すみやかに施設の窓口はその旨を届け出る必要があります。

## (利用者ID、パスワードの管理)

第5条 施設管理者は、システム利用者に対して利用者ID及び仮パスワードを交付します。

2 施設管理者は、交付された利用者ID及びパスワードを用いて行なわれた施設の予約等の申請について、システム利用者が行ったものとみなしますので次の点に注意し、自己の責任において厳重に管理してください。

(1) 利用者ID、パスワードは他人に知られないよう管理し、漏えい防止に努めてください。

(2) 他人からの利用者ID、パスワードの照会には応じないでください。

(3) 利用者ID、パスワードを他人に譲渡又は貸与しないでください。

## (使用許可)

第6条 本システムで施設の予約をした場合、予約の受付が完了することによって施設の使用の許可の申請及び許可がされたものとなります。（本システムの申し込み状況の確認画面で「予約（黒色又は赤色）」と表示されます。）

2 本システムで施設の予約をしたシステム利用者については、原則使用許可書の交付はされません。

3 本システムで施設の予約をしたシステム利用者は、施設を使用しようとするときは、予約画面又は予約の内容確認票の提示その他施設が認める方法により施設の予約をしていることを施設の窓口で示してください。

4 本規約や施設の管理に関する条例又は規則の規定その他施設が定める順守事項に反する行為がある場合、施設の使用の許可が取り消されることがあります。

#### (使用料等の支払い)

第7条 システム利用者は、施設の予約の受付が完了したときは、施設が指定する方法で使用料（利用料金を含みます。また、第4条第3項の申し出により本システム上で減免が適用されるシステム利用者にとっては減免の申請及び決定がされた額になります。）を支払う必要があります。

2 前項に基づく使用料の支払いが確認できない場合、施設の予約が取り消されることがあります。

#### (利用環境)

第8条 本システムの利用時間は、保守点検等を行う場合を除き、常時利用することができます。

2 システム利用者のほか本システムを閲覧しようとする者は、本システムの利用に当たって必要となる情報通信機器や通信回線、アプリケーション、メールアドレス等の環境を自己の責任と負担で準備してください。また、外字及び機種依存文字の使用はできませんので、ご注意ください。

#### (免責事項)

第9条 本市及び施設管理者は、システム利用者が本システムを利用したことにより発生したシステム利用者の損害及びシステム利用者が第三者に与えた損害について、あるいは、本システムの提供の遅延、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限により発生したシステム利用者の損害及びシステム利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

#### (個人情報の保管)

第10条 本システムの利用に基づく個人情報について、施設管理者は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとします。

#### (禁止事項)

第11条 本システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを施設予約以外の目的で使用すること。
  - (2) 本システムに対し不正にアクセスすること。
  - (3) 本システムに対し故意にウイルスに感染したファイルを送信すること。
  - (4) 本システムのプログラム又はコンテンツの修正、複製、改ざん、頒布又は販売をすること等の行為を行うこと。
  - (5) 本システムの利用登録時に、利用者自身の真正な個人情報以外の情報により申請を行うこと。
  - (6) 本システムを利用して申し込んだ予約を取り消さないまま、施設を使用しないこと。
  - (7) 虚偽の内容で予約の申し込みを行うこと。
  - (8) 施設を利用する意思を伴わない予約の申し込み等本システムの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。
  - (9) 他人の利用者ID、パスワードを不正に使用すること。
  - (10) 他のシステム利用者もしくは施設の利用者の活動を妨害又は強要すること。
  - (11) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。
- 2 施設管理者は、システム利用者が前項各号の行為を行ったことが明らかな場合、又は該当する行為があると疑うに足りる相当の理由がある場合は、利用登録の抹消、本システムの利用停止等の必要な措置を行うことができるものとします。

#### (利用規約の変更)

第12条 本市は、必要があると認めるときは、システム利用者に事前に通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとします。規約の変更後、システム利用者が本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

#### (附則)

- 1 この規約は、令和5年2月1日から施行します。
- 2 この規約の施行の際に現に使用されている様式等の書類については、当分の間、本規約で定める書類として使用することができるものとします。

#### (附則)

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行します。